

山本学術振興基金表彰規程

(趣 旨)

第1条 この表彰は山本辰芳氏(元国立病院療養所栄養士協議会名誉会長)が昭和62年4月の退官を記念して、当協議会に学術振興に役立ててほしいとの、ご意志により多額のご寄付がありましたので、これを基金として学術研究分野で功績のあった者に対して表彰するものである。

(対 象)

第2条 全国国立病院管理栄養士協議会の会員であって、当該年度における発表(国立病院総合医学会発表に限る)から研究上顕著な業績を挙げて、学術振興の発展に著しく貢献した者の中から表彰する。

(期 日)

第3条 当該年度の10月1日から9月30日までとする。

(論文の提出)

第4条 対象論文の推薦は、推薦委員が行う。推薦委員は会長が委嘱する。推薦を受けた者は、論文を作成し、学術部長を通して会長に提出する。

(選 考)

第5条 推薦論文の選考は、選考委員会において審査を行い、常任理事会において決定する。

第6条 選考委員会は会員の中から若干名を会長が委嘱する。

(表 彰)

第7条 会長は理事会の決定した受賞者に対して、毎年全国国立病院管理栄養士協議会総会において表彰する。

第8条 記念品として『メダル』を贈る。メダルの表面に賞を刻み裏面には表彰年度、全国国立病院管理栄養士協議会『山本辰芳学術振興基金』及び年度と受賞者を刻む。

第9条 優秀賞受賞者がある場合、全国国立病院管理栄養士協議会総会において受賞記念講演を依頼する。

(財 源)

第10条 この賞の財源は、全国国立病院管理栄養士協議会資産から支弁する。

第11条 受賞記念講演のために要した場合の旅費は、旅費規程により支給する。

(基金の管理・運営)

第12条 当該年度の支出額については、全国国立病院管理栄養士協議会から補填する。この基金の管理及び表彰等の事務処理は学術部が担当する。尚基金の管理状況については、毎年理事会に報告する。

第13条 この規程の改廃は、常任理事会で定める。

附 則

1) この規程は、昭和62年10月28日より施行する。

改正 平成 4年 1月31日

改正 平成12年11月 8日

改正 平成15年10月30日

改正 平成20年 8月30日

改正 平成20年11月20日

(総会決議により変更)

改正 平成21年7月 11日

(各規程との整合性のための文書の整理)

改正 平成29年 7月 8日

改正 令和 6年10月17日

(対象の変更、表彰、財源の追加)